

「豊岡市官民共創事業提案制度」募集要項

1 趣旨

人口の減少、高齢化などにより、地域課題は多様化・複雑化するとともに、税収の減少や社会保障費等の増加により市の財政状況も年々厳しさを増しています。

こうした状況の中でも、「豊岡で暮らしてよかったとみんなが実感できるまち」を実現するためには、市民満足度の高い公共サービスの提供が求められます。

このためには、従来の公共サービスの必要性や効果を改めて検証するとともに、個々の業務の進め方の抜本的な見直しやサービスを再設計することに加え、民間の柔軟なアイデアや技術を取り入れ、官民共創を積極的に推進することが必要です。

将来の地域の労働供給や公共サービスの受け手である市民の更なる減少を見据え、市役所は現在よりも相当少ない職員数で持続的に公共サービスを提供できる環境を構築しなければなりません。公共サービスの担い手・まちづくりのパートナーである民間事業者と関係を構築し、市民満足度が高く持続可能な公共サービスをデザインすること（官民共創）の重要性はさらに高まっています。

豊岡市は、様々な地域課題の解決や市民の満足度が高く持続可能な公共サービスを提供するため、官（行政）と民（民間事業者）がそれぞれのアイデアとノウハウを生かし、互いに協力し、新たな価値を創造する「官民共創」を推進します。

幅広い分野で民間事業者等のアイデアやノウハウを生かした官民共創事業の提案を広く募集する「豊岡市官民共創事業提案制度」を開始します。

本募集要項は、豊岡市官民共創事業提案制度における提案募集について、必要な事項を定めたものです。

2 豊岡市官民共創事業提案制度の概要

豊岡市官民共創事業提案制度は、様々な地域課題の解決や市民の満足度が高く持続可能な公共サービスを提供するため、官と民がそれぞれのアイデアとノウハウを生かし、互いに協力し、新たな価値を創出するために民間事業者からの共創事業の提案を受け、対話を重ねながら地域の課題解決や市民サービスの向上等を目指す制度です。

提案は、民間事業者の自由な発想に基づく「フリー型提案」と市が抱える地域課題を明確にし、それに対する提案を募集する「テーマ型提案」の2つの区分で募集します。市と本市に提案を行った民間事業者（以下、提案者）等が対話（協議）を重ねながら地域の課題解決や市民サービスの向上等を目指します。

3 提案について

(1) 提案内容の条件（豊岡市での官民共創の考え方）

- ・豊岡市民の“豊岡で暮らす価値”を高められるような取り組みで、「豊岡で暮らしてよかったとみんなが実感できるまち」の実現に寄与する取り組みであること。
- ・官と民がそれぞれのアイデアとノウハウを生かし、互いに協力し、新たな価値を創り出すこと。（豊岡市は、現状・課題の提示、ノウハウ、アイデア、フィールド（場、機会、ステークホルダーの調整）の提供、広報等を行います。）
- ・原則、新たな市の財政負担は生じない取り組みであること。
- ・既存商品やサービスを起点とせず、課題を起点に考えること。

※「テーマ型提案」は、個別に要件を設定する場合があります。詳細は市ホームページを確認してください。

※対象外となる提案例

- ・本市の新たな財政負担が必要となる提案
- ・特定の個人又は団体のみが利益（メリット）を受けることが見込まれる提案
- ・事業の廃止や自社商品・サービスの購入のみの提案
- ・指定管理者制度における業務委託について、現在の事業者よりも優位な価格で事業の実施者になろうとする提案
- ・法令や市の規定等に反する提案
- ・法令等により公的機関が実施することが規定されている事業等、民間事業者等が実施するにふさわしくない提案
- ・他者の特許権や著作権等を侵害する提案

(2) 提案者の要件

提案者は次の要件をすべて満たすものとします。

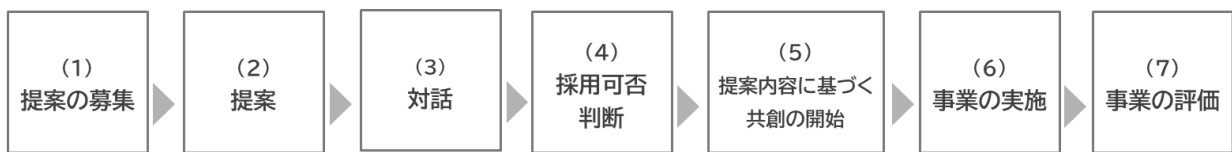
- ア 企業、大学、NPO等の団体（個人を除く）であること。
- イ 自ら実行する意思と能力（運営力、資金力、実績等）を有していること。
- ウ 豊岡の地域活性化に継続的に関わる意志があること。
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- オ 豊岡市指名停止基準（平成17年豊岡市制定）による指名停止を受けていないこと。
- カ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産の申立てがなされていないこと。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていないことまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画または民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- ク 豊岡市暴力団排除条例（平成24年豊岡市条例第32号）第7条に規定する措置の対象に該当していないこと。

- ケ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- コ 国税及市税を滞納していないこと。

(2) その他

原則、本市の新たな財政負担が生じない形での共創を進めますが、共創事業の内容によっては、試行・実証段階での必要経費、市が本格実施する場合の事業費等を予算化する場合があります。本格実施する場合は、入札・公募等適切な手続きを行い、事業を実施します。

4 提案の募集から評価の流れ



(1) 提案募集

提案は、次の区分で募集します。テーマ型提案の課題・テーマは市ホームページに掲載します。

区分	内容	募集期間
フリー型提案	民間事業者の自由な発想に基づく課題解決の共創事業の提案	随時
テーマ型提案	市が提示した課題・テーマに沿った共創事業の提案	指定する期間

(2) 提案

ア 『募集要項』を確認の上、エントリーシートを作成し、「6 担当・問合せ先」にメールで提出してください。

イ 必要に応じて追加で資料の提出を求める場合があります。

ウ 提案内容が「募集要項」の要件に合致しているかを確認し、対話のスケジュール等を市から提案者へメールで連絡します。

エ 提案にかかるすべての費用は、提案者の負担とします。

オ 事前に相談を希望する場合は、市に連絡してください。

(3) 対話

本制度は、市と提案者が対話を通じて相互理解を深めることが重要と考えます。

ア 対話にあたり、提案内容に関する追加資料の提出をお願いする場合があります。

イ 対話は、豊岡市役所またはオンラインによるリモートで行います。提案者・担当部署・未来共創室の3者による対話を行います。

ウ 提案内容によっては、複数回対話を重ねる可能性があります。

《対話のポイント》

以下の項目・視点等を踏まえ、対話を行います。

項目	視 点
独自性	・ 民間事業者独自のノウハウや技術を活かした、他には無い特長のあ る提案内容であるか ・ 行政だけでは生み出せない付加価値があるか
公益性	・ 市民の利便性・満足度の向上に寄与する内容であるか、または、地 域課題の解決が見込まれる内容か ・ 「豊岡で暮らしてよかったとみんなが実感できるまち」の実現に寄与 する取り組みであるか
実現性	・ 提案内容に具体性があり、実現性が期待できるものか

※豊岡のローカル：豊岡の歴史や風土などに根ざした環境や文化、ライフスタイルなど

(4) 提案内容の採用可否判断

提案内容の採用可否は、提案者にメールで通知します。原則、可否判断に対する異議を申し立てることはできません。

提案事業の採用可否については、市ホームページで次の事項を公表します。

採用提案	提案の名称・提案者名・提案概要
不採用提案	件数のみ

(5) 提案事業実施に向けた協議及び調整

ア 市と提案内容が採用された提案者（以下、提案採用事業者）は、提案内容の実施に向けて共創事業が目指す姿（ゴール）、共創期間、その他必要な手続き等について協議・調整を行います。

イ 提案内容が「採用」と判断されても、協議・調整の過程において、協議不調となり事業実施に至らない場合があります。

ウ 事業内容によっては、関係者との調整等の内部手続き等が必要になるため、事業を実施するまでに時間を要することがあります。

エ 協議にかかる費用のうち、市に生じた費用は市が、提案採用事業者が生じた費用は提案採用事業者が負担するものとします。

(6) 事業の実施

共創事業を実施する提案採用事業者（以下、共創事業者）と市は、協議・調整時に明確化したそれぞれの役割に基づき、提案事業を実施することとします。

(7) 事業の評価

提案内容によっては、市は共創事業者と共に事業評価指標を設定し、一定期間において事業を評価することとします。

5 その他

(1) 提案・対話・調整・協議に関する留意事項

次の事項に留意し提案してください。

ア 提案内容や対話、調整の結果によっては事業を実施できないことがあること。

イ 提案に関する庁内外の関係者との調整に時間を要することがあること。

ウ 対話の開始が提案についての事業実施の合意となるものではないこと。

エ 対話の結果又は法令及び本市の契約の規定等により、改めて提案に関して公募等の手続きが必要になる場合があること。その際には、提案者から得た情報の全部又は一部を利用して、公募等のための仕様書を作成することがあること。

ただし、提案者独自の権利やノウハウ等、公表により提案者に不都合が生じる等の理由により提案者から利用を希望しないとの意思表示があった場合は、その利用について別途協議をします。

オ 事業実施の可否にかかわらず、市は提案及び対話、調整にかかる提案者の費用は負担しないこと。（企画や打合せ等にかかる人件費・交通費などを含む一切の費用、損害等）

カ 市は共創事業の実施後、取り組み内容（実施内容と成果）を広報等において公表します。共創事業者はそれに協力すること。

(2) その他

本要項は、令和7年1月7日から施行します。

6 担当・問合せ先

豊岡市市長公室経営企画課未来共創室

〒668-8666 豊岡市中央町2番4号

Tel : 0796-21-9022 Fax : 0796-24-5932

Mail : keieikikaku@city.toyooka.lg.jp